

9

## 第8回総会議事録

(令和6年2月26日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第8回総会 議事録	
日 時	令和6年2月26日（月曜日）14時00分～16時10分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 14名 出席農業委員数 13名 欠席農業委員数 1名（別添出席状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 都市農地における耕作の事業に関する計画の変更について</p> <p>第11号議案 農地法第5条許可審議案件の事業計画変更申請に対する意見決定について</p> <p>第12号議案 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>第13号議案 農用地利用集積等促進計画の意見照会について</p> <p>第14号議案 農業委員の辞任について</p> <p>第15号議案 委員の担当地区分担の変更について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第4号 特定農地貸付けの変更について</p>

	<p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業振興整備計画素案の公表について</li> <li>・税制改正要望のとりまとめについて</li> <li>※第9回総会（3月25日開催）において審議決定</li> <li>・県農林漁業施策並びに予算に関する要望・県農地等利用最適化の推進に関する意見のとりまとめについて</li> <li>※第10回総会（4月25日開催）において審議決定</li> </ul>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>9号 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>5号 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>24号 許可相当</p> <p>25号 許可相当</p> <p>第4号議案</p> <p>24号 承認</p> <p>25号 承認</p> <p>26号 承認</p> <p>第5号議案</p> <p>51号 承認</p> <p>52号 承認</p> <p>53号 承認</p> <p>54号 承認</p> <p>55号 承認</p> <p>56号 承認</p> <p>第6号議案</p> <p>南15-01 承認</p> <p>南15-02 承認</p> <p>南15-03 承認</p> <p>戸15-17 承認</p> <p>第7号議案</p> <p>9号 取下げ</p> <p>10号 承認</p> <p>第8号議案</p> <p>11号 承認</p> <p>第9号議案</p> <p>瀬谷31 承認</p> <p>戸塚44 承認</p>

	<p>瀬谷 166 承認</p> <p>栄 69 承認</p> <p>第 10 号議案</p> <p>諸 16 承認</p> <p>第 11 号議案</p> <p>諸 14 承認</p> <p>第 12 号議案</p> <p>承認</p> <p>第 13 号議案</p> <p>承認</p> <p>第 14 号議案</p> <p>承認</p> <p>第 15 号議案</p> <p>承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14 時 00 分)</p> <p>農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。</p> <p>出席委員数報告。</p>
議長	<p>第 8 回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は 13 名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第 8 回総会を開会いたします。議事録署名人は、森委員と田中委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは議題に入らせていただきます。</p> <p>第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第 1 号議案第 9 号を朗読&gt;</p>
石井豊委員	<p>飯田北いちょう小学校から北西に約 250m の農振白地 3 筆です。譲受人が利用権で借り受け、耕作していた土地を、売買により取得するものです。御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
	<p>第 1 号議案第 9 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第 1 議案第 9 号については、許可と決定します。</p>
議長	<p>次に、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第 2 号議案第 5 号を朗読&gt;</p>

石井豊委員

上飯田中学校から南東に約 270mの農振白地です。申請者が駐車場に整備し、賃貸するものです。借受予定事業者は2社あり、1社はスーパー等に野菜を卸す加工業を営んでいます。従業員用の通勤車両を置くため、近隣のパチンコ店の駐車場を賃借していますが、行き来や防犯、契約等の面で使いづらく、代わりの駐車場を探していました。もう1社は、建設業を営んでいます。本社敷地に車両を置ききれず、離れた場所にある置場に社用車を分散して置いているため効率が悪く、本社近くに駐車場を探していました。申請地は計画に最低限の面積となっています。

申請地の東側及び南側は道路、西側は畠、北側は事業用地です。

周囲は、コンクリートブロックを2から4段積みし、北側は既存のフェンスを利用します。場内は転圧し浸透式アスファルト、雨水は場内で自然浸透させ、処理します。出入口のスロープ部分はグレーチングにて雨水の流出を防ぎます。

周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。

駐車場の整備ということは、仕上げは砂利敷きあるいはアスファルト舗装でしょうか。というのも、費用が比較的高い気になりました。

駐車場の場内は転圧して浸透式のアスファルト舗装をいたします。費用が比較的高いのは、ブロックを新設することと、中の土砂の転圧とアスファルトの敷設をするためです。

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第5号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

(総員挙手)

総員挙手と認め、第2議案第5号については、許可相当と決定します。

議長

次に、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

〈第3号議案第24号を朗読〉

中田中央公園から北西に約 250mの農振白地です。

譲受人である社会福祉法人が、申請地に隣接した就労施設の通所者等のために借り受け、駐車場として整備するものです。当法人では知的障がいを持つ方の働く場の提供、それに伴う施設の運営があり、令和3年には、今回の申請地に隣接する農地を借り受け、農園芸部門として花苗などの生産をはじめました。通所している知的障がいを持つ方の送迎用車両、施設職員通勤用車両、就労支援施設へ出入りする給食や物品の配達業者の車両の駐車場が不足していることから計画されました。申請地は計画に最低限の面積となっています。

申請地の東側は譲受人の花苗生産ほ場（令和3年度から3条にて今回の譲渡人から賃貸借契約にて借受）、西側は歩道及び道路、南側は譲受人の事業所（令和3年に5条にて今回の譲渡人から賃貸借契約にて借受）、北側

奥村委員

事務局

議長

委員

議長

議長

事務局

森委員

	は譲渡人の親族住宅です。
議長	周囲は、東側は地盤高 20cm のなみ板、西側は植栽帯及び車乗り入れ用スロープ、南側は隣接施設の既存のコンクリートブロック及びフェンス、北側及び南側は隣地のコンクリートブロック及びフェンスを利用します。場内は碎石舗装し、2箇所浸透枡を設け、場内で自然浸透させ処理します。出入口のスロープ部分はグレーチングにて雨水の流出を防ぎます。
委員	周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第3号議案第24号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案第24号については、許可相当と決定します。
事務局	次の第3号議案第25号ですが、関連する第11号議案「農地法第5条許可審議案件の事業計画変更申請に対する意見決定について」を先に審議します。事務局から説明をお願いします。
北村委員	<第11号議案 諸14を朗読>
小宮推進委員	横浜環状南線整備にかかる工事に伴う仮設作業場として、令和6年3月29日までの一時転用計画で、令和4年9月の第27回総会で審議され、10月に許可が出ているものです。工事期間の延長に伴い、国を事業承継者として令和7年3月31日まで引き続き転用行為を行うことになりました。
	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
	理由としては、工作物の撤去や地盤改良の工事に想定以上の日数を要したため、予定期工での完了が困難となりました。
	譲受人は国に継承されますが、事業目的、事業内容に変更はなく、緊急性及び必要性は変更前と変わりません。また、計画に従って実施されることが確実と認められ、被害防除措置に変更はなく、周辺地域における農業等に及ぼす影響にも変わりはありません。引き続き、申請地は事業の目的に必要最小限となっています。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第11号議案諸14について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第11号議案諸14については、承認と決定します。
議長	戻りまして、第3号議案第25号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案第25号を朗読>
北村委員	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	小雀小学校から北東へ約250mの農振白地2筆です。高速横浜環状南線

の整備に伴い、横浜国道事務所が申請地を賃借し、仮設作業場として引き続き一時転用するものです。

令和4年10月に、横浜国道事務所から工事を受注した事業者が許可を受けた計画の工程が、期限内に終わらないことから、今回の申請に至りました。期限内に終わらなかった地盤改良及び水路ボックス等の施工を行い、申請地を農地に復元する計画です。

申請地隣接の水路の切回し工事を行うにあたり、周辺の状況から切回し先が限られ、代替可能な土地は他になく、やむを得ず申請地に仮設水路を設置する計画になりました。

また、申請地は仮設水路用地、工事車両や重機等の転回に伴う緩衝地のために必要最小限となっています。

申請地の北側及び東側は国土交通省の事業用地、南側は道路、西側は宅地です。周囲は、北側及び東側を除き鋼板を設置します。西側は境界から1.5mセットバックし防草シート、仮設水路部分には敷き鉄板を設置し、それ以外は土のまとします。雨水は自然浸透で処理する計画です。

周囲の農地に影響はありません。御審議をお願いします。

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第25号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員 (総員举手)

議長 総員举手と認め、第3号議案第25号については、許可相当と決定します。

次に、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

＜第4号議案第24号を朗読＞

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

小雀小学校から北西に約180mの農振白地1筆です。昭和44年ごろから住宅敷地の一部として使用しており、現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。

御意見はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第24号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員 (総員举手)

議長 総員举手と認め、第4号議案第24号については、承認と決定します。

次に第4号議案第25号を審議します。事務局から説明をお願いします。

＜第4号議案第25号を朗読＞

議案の詳細については角田推進委員から説明します。

桜井小学校から南東に約330mの調整白地5筆です。平成元年ごろに舞岡上郷線の整備に伴い、盛土が行われた後、農地として管理されなくなり、

	議長	山林化して現在に至ります。農地はありません。御審議をお願いします。 御意見はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第25号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
	委員	(総員挙手)
	議長	総員挙手と認め、第4号議案第25号については、承認と決定します。
	議長	次に第4号議案第26号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第4号議案第26号を朗読>
	事務局	金沢自然公園インターチェンジから北に約650mの調整白地1筆です。
	根本委員	平成19年以前から山林として管理されており、野菜や果樹の生産をしていました実績はなく現在に至ります。農地はありません。御審議をお願いします。
	議長	御意見はありませんか。なければ採決を行います。
	委員	第4号議案第26号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
	議長	(総員挙手)
	議長	総員挙手と認め、第4号議案第26号については、承認と決定します。
	議長	次に第5号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第5号議案第51号を朗読>
	事務局	相沢小学校から南に約50mの生産緑地1筆です。梅の栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
	金子委員	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	議長	第5号議案第51号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
	委員	(総員挙手)
	議長	総員挙手と認め、第5号議案第51号については、承認と決定します。
	議長	次に第5号議案第52号を審議します。事務局から説明をお願いします。 <第5号議案第52号を朗読>
	事務局	議案の詳細については小川推進委員から説明します。
	金子委員	環状4号線下瀬谷坂上交差点から東に約150mの農用地12筆、振興白地2筆の4団地の計14筆です。植木の栽培を行っており、肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。
	小川推進委員	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	議長	第5号議案第52号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
	委員	(総員挙手)
	議長	総員挙手と認め、第5号議案第52号については、承認と決定します。

議長	次に第5号議案第53号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第53号を朗読>
北村委員	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	小雀小学校の東にある農振白地1筆及び農用地12筆の計13筆1団地です。ツバキなどの植木及びブロッコリー等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第5号議案第53号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第53号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案第54号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第54号を朗読>
北村委員	議案の詳細については小宮推進委員から説明します。
小宮推進委員	小雀小学校の東にある農振白地1筆及び農用地21筆の計22筆1団地です。ツバキなどの植木及びブロッコリー等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第5号議案第54号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第54号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案第55号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第55号を朗読>
森委員	議案の詳細については門倉推進委員から説明します。
門倉推進委員	栄橋交差点から西へ約150mの調整白地3筆2団地及び平蔵橋交差点から北東に約75mの調整白地12筆1団地です。白菜、ホウレンソウ、小松菜、ネギやブロッコリーなど露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第5号議案第55号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第55号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案第56号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第56号を朗読>

矢島委員	飯島中学校から南西へ約 150mの生産緑地 4 筆 1 団地です。ネギ、大根等の露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 5 号議案第 56 号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 5 号議案第 56 号については、承認と決定します。
議長	次に第 6 号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 6 号議案 南 15-01、南 15-02、南 15-03 を朗読>
根本委員	議案の詳細については宮森推進委員から説明します。
宮森推進委員	南 15-01 は、丸山台中学校から南西へ約 150mの農振白地 4 筆 1 団地で、ネギ、白菜等の露地野菜を栽培しています。
	南 15-02 は、丸山台中学校から南西へ約 150mの農振白地 7 筆 1 団地で、キャベツ、コマツナ等の露地野菜を栽培しています。
	南 15-03 は、丸山台中学校から南西へ約 150mの農振白地 3 筆 1 団地で、玉ねぎ、アスパラ等の露地野菜を栽培しています。全て肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 6 号議案 南 15-01、南 15-02、南 15-03 について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 6 号議 南 15-01、南 15-02、南 15-03 については、承認と決定します。
議長	次に第 6 号議案 戸 15-17 を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 6 号議案 戸 15-17 を朗読>
石井勝委員	県立松陽高等学校から西へ約 100mの農振白地 5 筆です。クリやキウイの果樹のほか、シイタケや露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好でした。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 6 号議案 戸 15-17 について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 4 号議 戸 15-17 については、承認と決定します。
議長	次に第 7 号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局

	から説明をお願いします。
事務局	＜第7号議案第9号を朗読＞ 前々回から保留となっていた件です。上瀬谷小学校から北西へ約600mの調整白地2筆で、田畠転換のため最大2.0mの土の入れ替えを予定しておりましたが、令和6年2月9日に取下願を受理したことを報告いたします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第7号議案第9号について、取下げとすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第7号議案第9号については、取下げと決定します。
議長 事務局	次に第7号議案第10号を審議します。事務局から説明をお願いします。 ＜第5号議案第10号を朗読＞ こちらも前々回から保留となっていた件です。地元との調整が付き申請に至りました。
廣瀬委員	工期は令和6年1月26日から令和6年4月30日を予定しています。保留となつたため始期が過ぎてしましましたが、終期は変わらないと事業者から説明を受けています。
北村委員 廣瀬委員	上瀬谷小学校から北西へ約650mの調整白地2筆です。田畠転換のため最大0.7mの盛土を行うものです。最初は切土を行って土を入れ替える計画でしたが、水田地域であるということで周辺の水田の保水状況等が変わるのでないかという課題が出されまして、その結果、70cmの盛土のみを行うということで合意が取れたという経緯です。御審議をお願いします。 水田を70cmしか盛らないことですが、問題はありませんか。 現在は水田のままで野菜を作っているという状況でしたが、夏場の水量で野菜が病気になつたり、時には雨水で埋まってしまうという状況だったので、盛り土を70cmする。それ以上すると、また周りの水田への影響があるだろうということで、今回の施工の方法で合意が取れたということです。
北村委員	私も現地を知っているのですが、田んぼであつても田んぼにならない、畑にしても畑にならない、そういう土地でした。湧き水でやっているため十分な水がないので田んぼには足りず、では畑にしようかとすると湿気てしまつてという中途半端な土地で、苦慮している場所でした。
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第7号議案第10号について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第7号議案第10号については、承認と決定します。

議長	次に第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	＜第8号議案第11号を朗読＞ 五貫目町公園から東に約300mの生産緑地3筆です。主に露地野菜を栽培していたが、令和2年3月頃から体調を崩したため、その後は親族に農業指導を行っていましたが、令和4年11月に亡なられました。御審議をお願いします。
廣瀬委員	
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第8号議案11号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第8号議案第11号については、承認と決定します。
事務局	
議長	次に第9号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	＜第9号議案 濱谷31、戸塚44、濱谷166、栄69を朗読＞ 買い取り希望者がいましたら、令和6年3月5日火曜日までに事務局に連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。
根本委員	戸塚44の46m <sup>2</sup> は現況道路になっていますが、ここはどういう扱いになるのですか。
事務局	生産緑地に指定されてから30年経過して特定生産緑地に移行する際に、農地性がなかったところは、生産緑地から外すかたちで特定生産緑地に指定されるのですが、戸塚44も一部道路状態にあったということで生産緑地の手続き上、解除するためには一連の流れとして、横浜市としては農業者にあっせんする、そのあっせんするための協力依頼は農業委員会にできることになっていることから、他の申し出のあったところと合わせて、あっせんの協力の依頼が来ているということです。
根本委員	承認して、最終的には土地を所有している方は横浜市に転売するかたちになるのですか。
事務局	現況道路として残るのか、場合によっては横浜市に移管されるかもしれません。
根本委員	そこがなくても通れるでしょうか。
事務局	通れます。元々道路幅が狭い所で、この一部が筆としては生産緑地内にセットバックしているような状況です。
根本委員	なぜこのような道路が発生するのかというと、生産緑地法で基本は買い取りの申し出が農家から出た場合には、農地として活用するために、あっせんに務めなければなりません。そのため農業委員会に協力の依頼が来るわけです。
事務局	おそらく現地は任意でセットバックしていると思われます。以前は包括

的に生産緑地に指定されていましたが、昨今は厳しく審査されているようとして今まで生産緑地とされていたところが、切り離されて新しい生産緑地としての認定がされなくなっている。されなくなつたところはどうなるのかというと、なんらか農地から切り離して手放すようになるかと思われます。その際には、このステップを踏んでいないと次に進めないということもあって、今回は現状では道路ですけれど御審議の場に提出させていただいた次第です。事務局としても、このような場合について横浜市には問題提起しているところですが、是非農業委員会に協力していただきたいとお願いされている現状です。そういう次第ですので、御協力をお願ひいたします。

議長

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第9号議案瀬谷31、戸塚44、瀬谷166、栄69について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第9号議案瀬谷31、戸塚44、瀬谷166、栄69については、承認と決定します。

議長

次に、第10号議案「都市農地における耕作の事業に関する計画の変更について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

＜第10号議案 諸16を朗読＞

中田小学校から南に約200mの生産緑地3筆です。貸借の期間を令和9年3月31日まで延長するものです。御審議をお願いします。

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第10号議案諸16について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第10号議案諸16については、承認と決定します。

議長

次に、第12号議案「農用地利用集積計画の決定について」を審議します。農政推進担当から説明をお願いします。

＜第12号議案を朗読＞

戸塚区、泉区で田17筆・13,773m<sup>2</sup>、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区で畑186筆・161,909.89m<sup>2</sup>、令和6年4月1日始期の利用権設定です。そのうち、一般法人等が借りるものが、戸塚区で畑21筆・11,077m<sup>2</sup>、泉区で田2筆・1,939m<sup>2</sup>、畑9筆・16,319m<sup>2</sup>、瀬谷区で畑1筆・1,039m<sup>2</sup>です。決定してよいか、御審議をお願いします。

泉区で修正が入った経緯について教えてください。

借り手側、いわゆる耕作を予定していた方につきまして、別の農地を借りる話がまとまりまして、土地所有者の承諾がないと取り下げも難しいという説明をさせていただいて、土地所有者も、それであれば仕方ないとい

奥村委員

農政推進担当

	うことで御承諾をいただき、両名から取り下げを受け付けた案件になります。
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 12 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 12 号議案については、承認と決定します。
議長	次に、第 13 号議案「農用地利用集積等促進計画の意見照会について」を審議します。農政推進担当から説明をお願いします。
農政推進担当	<第 13 号議案を朗読> 戸塚区 5 筆・4,685 m <sup>2</sup> 、泉区 2 筆・1,638 m <sup>2</sup> を公益社団法人神奈川県農業会議への中間管理権の設定するものです。 また、戸塚区 5 筆・4,685 m <sup>2</sup> 、泉区 17 筆・9,994 m <sup>2</sup> を公益社団法人神奈川県農業会議から耕作者に対し賃借権による権利の設定を行います。いずれも令和 6 年 4 月 1 日始期の権利設定です。横浜市が計画の案を作成し、公益社団法人神奈川県農業会議に提出するため、農業委員会の意見を聴くものとなっております。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 13 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 13 号議案については、承認と決定します。
議長	次に、第 14 号議案「農業委員の辞任について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 14 号議案について朗読> 令和 6 年 1 月 30 日付けで農業委員から辞任届の提出がありましたので、農業委員会にお諮りいたします。なお、欠員による農業委員の補充はありませんので、公募等は行いません。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第 14 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 14 号議案については、承認と決定します。
議長	次に、第 15 号議案「委員の担当地区分担の変更について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第 15 号議案について朗読> 第 14 号議案の承認に基づき、担当地区を一部変更いたします。

石井勝委員	委員の補充はありますか。
事務局	農業委員を新たに補充する場合、一人であっても公募をかけなければならなく、今期はこのままいく予定です。
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。
委員	第 15 号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 15 号議案については、承認と決定します。
事務局	次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。
議長	報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。
農政推進担当	御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。
事務局	＜農業振興整備計画素案の公表について＞
農政推進課	＜税制改正要望のとりまとめについて＞
議長	第 9 回総会（3 月 25 日開催）において審議決定
農政推進課	＜県農林漁業施策並びに予算に関する要望・県農地等利用最適化の推進に関する意見のとりまとめについて＞
議長	第 10 回総会（4 月 25 日開催）において審議決定
農政推進課	＜横浜市の地域計画について＞
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますでしょうか。
議長	御意見がないようでしたら、これをもちまして第 8 回総会を閉会といたします。
	(閉会 16 時 05 分)

## 令和6年2月26日開催 第8回総会出席状況

### 【農業委員】

番号	氏名	役職名	出席状況	備考
1	北村 豪	会長	出席	議長
2	矢島 寛	会長職務代理者	出席	
3	森 雅則		出席	議事録署名人
4	田中 豊		出席	議事録署名人
5	石井 勝		出席	
6	金子 秀喜	連合会理事	出席	
7	石井 勝則		出席	
8	奥村 玄		出席	
9	石井 豊		出席	
10	根本 和正	連合会理事	出席	
11	安西 八幸		欠席	
12	宮森 和之		出席	
13	鈴木 宏	連合会理事	出席	
14	廣瀬 豊		出席	

### 【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出席状況	備考
1	小宮 藤正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		欠席	
6	角田 雅久		欠席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	欠席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤 藤雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 澤田所長、小高係長、小林事務職員、石井技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、幡野事務職員、山本(玲)事務職員  
農政推進担当：畠山技術職員